

商工会 ExpressNews


 高山北商工会
 Nyukawa Kokufu Kamitakara


お役立ち情報を配信致します！是非ご活用ください！

【国版】小規模事業者持続化補助金のご案内

手続きの関係上お早めにご相談願います

創業型

【申請要件】

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。

（注）特定創業支援等事業による支援を受けた者が、過去すでに「創業枠」で採択され事業を実施していた場合、申請者が個人事業主、法人に関わらず、「創業型」で申請することはできません。

【補助率】 2/3

【補助上限】 200万円

【インボイス特例】 一律50万円上乗せ

※免税事業者からの確請求書発行事業者に転換する小規模事業者

【補助対象経費】

機械装置費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布・看板等の設置
ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の開発・構築・更新・改修・運用にかかる経費
展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等（オンラインによる展示会・商談会を含む）
旅費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費
新商品開発費	新商品の試作開発等に伴う経費
借料	機器・設備等のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼（契約必須）

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4（最大50万円）を上限となっています。また、ウェブサイト関連費のみでは申請できません。

【申請受付】

2025年6月13日（金）

gBizID Jグランツにて申請のみ

【事業実施期間】

交付決定日から2026年7月31日（金）

【実績報告書提出期限】

2026年8月10日（月）



一般型

【補助率】 2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4）

【補助上限】 50万円

【インボイス特例】 50万円上乗せ

【賃金引上げ特例】 150万円上乗せ

※上記特例の要件をともに満たす事業者は200万円上乗せ

【補助対象経費】

左記の創業型をご確認ください。同内容となっております。

赤字事業者とは…「賃金引上げ特例」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者。

〈個人事業主の場合〉

直近1年間の「所得税及び復興特別所得税」の「確定申告書」第1表の「課税される所得金額」欄の金額

〈法人の場合〉

直近1期分の法人税申告書の別表1・別表4の「所得金額又は欠損金額」欄の金額

インボイス特例とは…免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額を一律50万円上乗せ
ただし、補助事業終了時点でこの要件を満たさない場合、補助金は交付されません。

賃金引上げ特例とは…賃金引き上げの取組に対して、補助上限に一律150万円を上乗せ、赤字事業者については、補助所率を3/4に引き上げ。

◇補助事業終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の事業場内最低賃金より+50円以上である事。

ただし、補助事業終了時点でこの要件を満たさない場合、補助金は交付されません。

【申請受付】

2025年6月13日（金）

gBizID 電子申請システムにて申請のみ

【事業実施期間】

交付決定日から2026年7月31日（金）

【実績報告書提出期限】

2026年8月10日（月）



『困ったなあ』『どうしよう』
 そのお悩みをお聞かせください。

丹生川 78-2002 / 上宝 86-2354

高山北商工会本所

TEL: 0577-72-4130

FAX: 0577-72-4514